

# 第四期特定健康診査等実施計画

ヤマトグループ健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 05 月 22 日

## 特定健康診査等実施計画 (令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1 《適正受診に関する課題》 ・加入者の平均年齢が上昇するなか、早期受診や重症化予防の効果により、生活習慣病の保有率の上昇に対して医療費の上昇は抑制されていると考えられるものの、人工透析の医療費は引き続き高い状況であり、更なる医療費適正化に向けた取り組みが必要である。 ・被保険者女性では、ガン検診の強化と平均年齢の上昇により、医療費が高い傾向にある。	→	●健診・がん検診継続実施 ●重症化予防の継続実施 ●被保険者特定健診、特定保健指導の継続実施
No.2 《健康状況・生活習慣に関する課題》 ・健康状況は血圧を除いてリスク保有者が健保平均では低いものの、加入者の平均年齢の上昇および生活習慣のリスク保有者が高いことから、今後健康状況の悪化する可能性がある。 ・若年層の健康状況、生活習慣に関するリスク保有者も相応に多い状況である。	→	●オンラインを活用した生活習慣改善に関する情報提供、イベントの実施強化 ●若年層からの対策強化 ●情報提供、アンケート等によるヘルスリテラシー向上施策の継続実施 ●禁煙施策等の継続実施
No.3 《被扶養者の健康保持増進・適正受診に関する課題》 ・扶養率が高く、被扶養者女性の医療費は被保険者女性を超えており、一人当たり医療費、総医療費とも上昇している。 ・被扶養者の特定健診受診率、特定保健指導実施率は向上の余地がある状況である。	→	●被扶養者向け施策の継続実施
No.4 《健保運営に関する課題》 ・加入者が多く高齢化するなか、事業主の規模や健康経営の取組にばらつきがあるため、効率的なコラボヘルスの実施が重要である。	→	●データ分析に基づくコラボヘルス推進の継続実施

基本的な考え方（任意）
被保険者については、事業主連携の上、病欠などを除くとほぼ全員の受診確認が出来ているため、健診の事後措置や、特定保健指導及び重症化予防指導を徹底し健康増進に取組む。また、これらをより効果的に実施するため、ICTツールも活用しながらヘルスリテラシーの向上を図る。
被扶養者については、健診受診率が約50%であるため、まずは健診受診（勧奨）をメインに進め、健診受診とその健診結果に応じた対策が実施できるようにする。また、被扶養者がん検診についてはカバー出来ていない（自己負担含め）部分もあるため、自治体検診の活用を周知していく。ヘルスリテラシーの向上についても、被保険者同様進めて行く。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】
---

1 事業名 特定保健指導

対応する  
健康課題番号  
No.1, No.2, No.3

## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	外部委託先業者と連携して実施。実施内容については定期的に合同会議を実施し確認。実施率・継続状況については一覧表で管理を行い、実施率のあがらない事業主には健保と共同で指導を実施。
体制	事業主と連携し、勤務予定表への記載や、勤務先会議室等で業務時間内に実施し実施率を向上させている。

## 事業目標

生活習慣病予備軍に対する特定保健指導の実施を徹底し、悪い生活習慣に対する気付きを与え、改善を図る

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
内臓脂肪症候群該当割合	9.8 %	9.8 %	9.8 %	9.8 %	9.8 %	9.8 %	9.8 %
積極的支援対象者割合	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %
特定保健指導脱却率	25.0 %	25.0 %	25.0 %	25.0 %	25.0 %	25.0 %	25.0 %
メタボ該当者および予備群等の減少率	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
最終完了率（全体）	93 %	93 %	93 %	93 %	93 %	93 %	93 %
初回面談実施率（被保険者）	96 %	96 %	96 %	96 %	96 %	96 %	96 %

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【実施事項】・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・ICT面談の有効活用を進める（強制）。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。・第4期を見据えた効果的な保健指導の在り方を検討する。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。	【実施事項】（第4期評価方法にシフトし内容を変更する）・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。	【実施事項】（第4期評価方法にシフトし内容を変更する）・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。
R9年度	R10年度	R11年度
【実施事項】（第4期評価方法にシフトし内容を変更する）・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。	【実施事項】（第4期評価方法にシフトし内容を変更する）・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。	【実施事項】（第4期評価方法にシフトし内容を変更する）・積極的支援：面談3回、動機づけ支援：面談1回。・前年度実施率の低い事業主に対し申し入れを行い、具体的な対策、目標数値を提出させる。・初回参加率の低い所、途中脱落者の多い事業主については個別に支援を実施。【その他】・糖尿病性腎症/喫煙/飲酒/脳心疾患対策など、健保の他の啓発事業情報とあわせてワントップ指導を行う。・「健康企業宣言」の取組み、指導とリンクさせ事業主に実施重要性と積極的な関与を認識させる。・健診会場での保健指導の可否や、面談会場の共有等新たな実施方法を随時検討する。・本社医務室や常駐産業医と連携し、禁煙や保健指導のシンボリックな活動を行う仕組みを作る。

2 事業名 生活習慣病健診

対応する  
健康課題番号  
No.1, No.3

## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	-
体制	-

## 事業目標

確実に健診受診させ、受診結果に基づく各保健事業を実施する。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	(アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
特定健診受診率（被保険者）	99 %	99 %	99 %	99 %	99 %	99 %	99 %
特定健診受診率（全体）	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
特定健診の受診徹底 ※新規：脳ドック補助金の開始48～50歳のうち1回／10,000円まで	特定健診の受診徹底	特定健診の受診徹底
R9年度	R10年度	R11年度
特定健診の受診徹底	特定健診の受診徹底	特定健診の受診徹底

3 事業名 被扶養者向け特定健診

対応する  
健康課題番号 No.3

## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診機関数、健診開催日数、健診項目数の充実を図り、被扶養者が受診しやすい環境を提供する。</li> <li>事業主との連携を含め、各種受診勧奨を実施し、受診率の向上につなげる。</li> <li>健診結果を詳しくフィードバックし、以降の再検査や特定保健指導の実施につなげる。</li> </ul>
体制	健保共同検診（巡回型）を廃止し、全県協のレディース検診を追加

## 事業目標

全体の受診率を向上させ、各疾病の早期発見・早期治療につなげるようする。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
<b>評価</b> (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診受診率（被扶養者）	55 %	55 %	55 %	60 %	60 %	60 %

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）	【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）	【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）
R9年度	R10年度	R11年度
【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）	【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）	【実施事項】・受診機会の拡大①ウェルネス健診、ウェルネス巡回（全健協）、けんばれん集合契約健診、ヤマト巡回健診実施・検診インセンティブの実施（検査項目追加）①大腸がん潜血検査②乳がん検診：マンモ・エコー（40・45・50歳女性受診者限定）③40歳・50歳・60歳限定ABC検査（胃がん）・WCC早期予約プレゼントキャンペーン・受診者全員へ健康情報誌「冊子版クビオ」の配布→電子媒体での配信を目指す（含む問い合わせ）・受診勧奨（案内送付、電話）の実施・被保険者、家族を経由した啓蒙案内・39歳到達者に対し、次年度より受診周知のための案内送付。・各種受診勧奨（電話・はがき・被保険者経由含む）

4 事業名 被扶養者向け特定保健指導

対応する  
健康課題番号 No.3

## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業者を併用し、実施内容や改善効果の検証を行いつつ、より効果的な事業を実施する。</li> <li>事業主との連携を含め、各種受診勧奨を実施し、受診率の向上につなげる。</li> </ul>
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業者の併用による実施内容や改善状況の比較検討を行い、より効果の高い事業にしていく。</li> <li>I C T や健診会場での実施等、新しい実施方法を検討する。</li> </ul>

## 事業目標

・対象者についての指導とフォローを徹底し、重症化防止を図る。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導脱却率	25 %	25 %	25 %	25 %	25 %	25 %
メタボ該当者および予備群等の減少率	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %	21.3 %
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率	25 %	25 %	25 %	30 %	30 %	30 %

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。	【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。	【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。
R9年度	R10年度	R11年度
【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。	【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。	【実施事項】・自宅や最寄カフェ、公共施設、調剤薬局等での対面面談、また希望者にはタブレットをレンタルしweb遠隔面談を実施する。・業者の見直し、配分を再検討する。【その他】・被扶養者が保健指導を完了したら被保険者へインセンティブを付与する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率 ※1	計画値	全体 110,987 / 123,319 = 90.0 %	112,505 / 125,005 = 90.0 %	114,044 / 126,715 = 90.0 %	115,605 / 128,450 = 90.0 %	117,187 / 130,217 = 90.0 %	118,791 / 131,991 = 90.0 %
	被保険者	95,576 / 96,541 = 99.0 %	96,777 / 97,754 = 99.0 %	97,993 / 98,983 = 99.0 %	99,225 / 100,277 = 99.0 %	100,472 / 101,486 = 99.0 %	101,734 / 102,762 = 99.0 %
	被扶養者 ※3	15,411 / 26,778 = 57.6 %	15,728 / 27,251 = 57.7 %	16,051 / 27,732 = 57.9 %	16,380 / 28,223 = 58.0 %	16,715 / 28,721 = 58.2 %	17,057 / 29,229 = 58.4 %
実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率 ※2	計画値	全体 12,070 / 16,093 = 75.0 %	12,167 / 16,201 = 75.1 %	12,264 / 16,308 = 75.2 %	12,361 / 16,416 = 75.3 %	12,459 / 16,523 = 75.4 %	12,556 / 16,631 = 75.5 %
	勧奨付け支援	5,800 / 7,022 = 82.6 %	5,846 / 7,069 = 82.7 %	5,892 / 7,116 = 82.8 %	5,938 / 7,163 = 82.9 %	5,984 / 7,210 = 83.0 %	6,030 / 7,257 = 83.1 %
	積極的支援	6,270 / 9,071 = 69.1 %	6,321 / 9,132 = 69.2 %	6,372 / 9,192 = 69.3 %	6,423 / 9,253 = 69.4 %	6,475 / 9,314 = 69.5 %	6,526 / 9,374 = 69.6 %
実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	勧奨付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

\*1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

\*2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

\*3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方（任意）

特定健診については、被保険者は徹底できているため、被扶養者の受診率向上を図る。特定保健指導は、委託先とも連携し完了率を高めるだけでなく、面談等の対応方法を検証により効果的な取組みを実施することで、平均年齢上昇による対象者の増加問題にも対応していく。

#### 特定健康診査等の実施方法（任意）

被保険者については、事業会社や委託先健診機関と連携し、エビデンスに基づいた健診項目が負荷なく適切に受診し出来る環境を維持する。

被扶養者については複数委託先と連携し、受診者の希望に応じた受診が出来るよう環境を整え、受診動機などにより受診率を高めていく。

#### 個人情報の保護

当健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

健康保険組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

なお、特定健康診査および特定保健指導の記録の保存期間は、記録作成の属する年度の翌年度から5年を経過するまでとする。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載する。

#### その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第3期計画の特定特定健診受診率および特定保健指導実施率は計画通り目標の到達水準にある。第4期も引き続き事業主と役割の分担のもと連携を強化し事業推進を行う。なお、第3期の評価振り返りから新たに第4期の課題として上げられる被扶養者の特定健診受診率の向上は、該当者への周知行動も継続するが「さらに受診医療機関を拡大し受診しやすい環境の整備」「インセンティブを活用した受診行動への誘導」「ヘルスリテラシーの向上」等多角的な事業を組み合わせ目標の達成を目指す。